

病気やけがをしたとき（療養の給付） 自己負担割合（一部負担金）

病気やけがをしたときは、医療機関や保険薬局で保険証を提示すれば、下表の一部負担金を支払うだけで治療を受けられます（給付制限については交通事故にあったとき「第三者行為」、
「保険証が使えないとき」参照）。

70歳～74歳の方は、高齢受給者証に自己負担の割合（毎年7月末に、前年所得に基づき見直し）が記載されていますので、必ず保険証と一緒に提示してください。

自己負担割合（一部負担金）

義務教育
就学前

2割

義務教育就学以上
69歳以下

3割

70歳以上74歳以下

2割

現役並み所得者（※）は3割

注意1： 災害などの理由により、生活が著しく困難な場合は、一部負担金の減免制度があります（「一部負担金の減免（生活困難による）参照」）。

注意2： 75歳以上の人と一定の障がいがあると認定された65歳以上の方は、後期高齢者医療制度の対象となります。

※現役並み所得者とは

同一世帯に、「住民税課税標準額145万円以上の70歳以上の国保加入者」がいる（本人を含む）世帯の人をいいます。

ただし、生年月日が昭和20年1月2日以降の人がいる世帯で、70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者に係る旧ただし書課税所得（合計所得から基礎控除33万円を控除した後の合計額）が210万円以下の場合は申請をしなくても2割負担になります。

また、住民税課税標準額145万円以上でも以下の1～3に該当する場合は、申請をすることで2割負担になります。申請方法につきましては、国民健康保険課資格担当へお問い合わせください。

1 国保加入者の中で70歳以上の方が1人の場合

国保加入者の中で70歳以上の方の収入が383万円未満

2 国保加入者の中で70歳以上の方が2人以上の場合

同一世帯の70歳以上の国保加入者の収入合計が520万円未満

3 国保から後期高齢者医療制度に移行した人が同じ世帯にいる場合（移行直前に同一世帯で国保に加入していた場合のみ）

その人の収入と同一世帯の70歳以上の国保加入者の収入合計が、520万円未満

注意： 平成24年8月以降は、70歳以上の国保加入者が、19歳未満の被保険者を扶養している場合は、「住民税課税標準額から『16歳未満の被保険者人数×33万円』『16歳以上19歳未満の被保険者人数×12万円』を控除した額」を住民税課税標準額として判定します。